

神戸市人と猫との共生に関するガイドライン（案）の概要

このガイドラインは、神戸市人と猫との共生に関する条例（以下、「条例」といいます）に基づき設立された「神戸市人と猫との共生推進協議会（以下、「協議会」といいます）」が、人と猫が共生する社会を実現するために、猫との付き合い方をどのようにすればよいのか、それぞれの立場の人たちは何をすべきなのかを議論・整理し、まとめたものです。

第1章 人と猫との共生をめざして

1 現状と課題

猫の不適切な飼育や、野良猫への無責任なエサやりによって生活環境の悪化が生じています。一方で、国は猫の行政による引取り数と殺処分数の減少を指針として掲げています。神戸市では正しい飼い方の啓発や、地域猫活動の推進を行っており、協議会でも、野良猫の繁殖制限対策や譲渡に取り組んでいますが、猫による諸問題の解決に至っていません。人と猫が共生する社会を実現するためには、様々な立場の人たちが一体となって取り組んでいくことが必要です。

2 人と猫との共生をめざして

このガイドラインでは、以下の3点を提唱します。

- 一 飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼いましょう。
- 二 野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡により、数を減らしていきまよう。
- 三 猫にかかわる全ての人は、それぞれの立場で、人と猫との共生をめざして責務・役割を果たしましょう。

第2章 飼い猫

1 基本的な考え方

猫の飼い主には、周囲に迷惑をかけずに猫の健康等に気を配りながら最期まで飼う責任があります。猫の飼い主としての心構えをしっかりと持ちましょう。

2 適正な飼い方

猫は必ず室内で飼いましょう。屋外に出すと、事故や病気のリスクがあるだけでなく、周囲に迷惑をかけてしまうこともありますので、飼い猫を屋外に出入りさせることはやめましょう。

また、猫には不妊去勢手術を受けさせましょう。猫は年に2〜3回発情するので、自由に交尾できる状況ではあっという間に数が増えてしまいます。

毎日の世話を通して、猫に健康上の異常がないかチェックしましょう。かかりつけ医を持つことも大切です。

災害時には、猫を守ることができるのは飼い主だけです。飼い主自身の安全を確保した上で、飼い主が飼い猫の安全を守りましょう。避難の際には一緒に避難すること（同行避難）が基本です。

3 飼えなくなったとき

不慮の事情により飼っている猫を飼えなくなってしまった際は、親族や友人に頼むほか、インターネット等を利用して新しい飼い主を探しましょう。猫を捨てることは犯罪です。どうしたらよいかわからないときは神戸市に相談してください。

第3章 野良猫

1 基本的な考え方

神戸市内の野良猫はもともと飼い猫であったものが捨てられたり外飼いされている間に屋外で増えたもので、野生動物ではありません。不憫に感じてエサをやる人もいますが、エサをやるだけでは野良猫が増えてしまい、増えすぎると衛生上の問題などが生じることもあります。野良猫を排除することなく、数を減らしていくためには、不妊去勢手術によ

りこれ以上子猫を増やさないことが必要です。今いる野良猫については適正に管理するとともに、可能であれば新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことも重要です。特に、神戸市では地域ぐるみで猫を適正に管理する「地域猫活動」を推奨しています。将来的に野良猫がいなくなり、神戸市の猫は適正に飼育された飼い猫になるという目指していきます。

2 野良猫の適正管理のルール

世話をする野良猫は不妊去勢手術を受けさせ、耳先にV字のカット（手術済みの目印）をしてもらいましょう。

エサをやる場所は自身が管理する場所で行うことが望ましく、それ以外の場所で行う場合はその場所の管理者等に了承を得ましょう。また、猫がトイレをする場所を把握し、定期的に清掃するとともに、トイレ以外の場所でもできるだけ清掃しましょう。

猫アレルギーの人、猫が苦手な人にも配慮し、「野良猫の適正管理のための活動」であることについて、丁寧に十分な説明を行いましょ。

3 公共的な場所での管理

公共の場所をはじめとする、不特定多数の人が利用するような場所で野良猫の世話をしようとする場合は、特に配慮が必要です。公共的な場所で野良猫の世話をする必要のある場合は、活動内容について、あらかじめ管理者及び関係者に説明し、了承を得た範囲で行うようにしましょう。また、責任者を明らかにした上で、野良猫の世話を責任を持って行うことについて、近隣に説明をし、周囲の理解を得て、活動することが望まれます。

4 地域猫活動

「地域猫活動」とは、地域の理解のもとで、野良猫の不妊去勢手術を行い、地域住民などの有志により、適正給餌・給水、ふん尿の管理など、その野良猫の管理を地域でルールを決めて適正に行うことをいい、野良猫の数と地域の猫によるトラブルを減らしていく取り組みです。

神戸市には、責任をもって「地域猫活動」を行う団体を登録する制度があり、登録した団体には、「腕章」が交付されます。登録については、事前に神戸市保健所衛生監視事務所にご相談ください。

5 野良猫に困っているときは

野良猫が適正に管理されている地域であっても、敷地内に入ってきて困る場合があります。野良猫は、居心地の悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなります。ガイドラインでは、猫の忌避対策の一例を示します。ある程度の期間、根気強く行ってみてください。効き目には個体差があります。また、猫がなれてしまうと効果が薄れる場合があるので、繰り返し方法を変えて試してみてください。

第4章 関係者の責務・役割

条例の中では、関係者それぞれの責務や役割を定めています。ガイドラインでは、その責務や役割の具体的な例をいくつかあげています。

- (1) 神戸市：協議会と連携して条例及びこのガイドラインの普及啓発、地域猫活動の普及啓発を行う 等
- (2) 獣医師が組織する団体：猫の不妊去勢手術を行う 等
- (3) 共生推進活動団体：「人と猫との共生をめざす」という目的に賛同する団体・企業・個人は、自ら活動を行うとともに、神戸市・協議会などが行う事業に協力する
- (4) 動物取扱業者：猫の販売・飼い主への譲渡を行うときは、飼い主に猫の適正な取扱いや関係法令について説明し、十分に理解してもらう 等
- (5) 市民及び事業者：飼い主は周囲に迷惑をかけないよう責任をもって適正に飼う、野良猫の世話や地域猫活動に取り組む人は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、野良猫の数を減らしていく 等
- (6) 協議会：人と猫との共生を実現していくための推進主体として、神戸市や関係団体などと連携して事業を実施する